

新型コロナウイルス関連の監査 留意事項(その2)、公表—JICPA

去る4月10日、日本公認会計士協会は、「新型コロナウイルズ感染症に関連する監査上の留意事項(その2)」を公表した(<https://jicpa.or.jp/specialized-field/20200410ji.html>)。

不確実性の高い環境下における監査上の留意事項を、(その1)(2020年4月10日号(No.1575) 情報ダイジェスト参照)に引き続きまとめたもの。

不確実性の高い環境下における監査の基本的な考え方

監査人は、不確実性の高い環境下においても、それを要因として会計上の見積りの監査が困難であることを理由に監査意見を表明できないという判断は、慎重に行うべきである。

会計上の見積りの監査

(1) 適用される財務報告の枠組みの理解

監査人は、会計上の見積りに関連して適用される財務報告の枠組みにおいて要求される事項を理解する必要があるが、この点、企業会計基準委員会が4

また、新型コロナウイルスに関連する会計上の見積りの不確実性が極めて高い場合には、企業の追加情報等の開示や、強調事項によって監査報告書の利用者に注意喚起することが有用な場合もあると考えられる。

継続企業の前提

監査人は、経営者が継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況を識別しているかどうか、また、識別している場合は当該事象、状況に対する経営者の対応策について経営者と協議する必要がある。

会計

改正収益認識基準等の公表に伴う財規等の改正案、公表—金融庁

去る4月10日、金融庁は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等を公表した。今年3月31日に公表された改正収益認識基準、見積り

財規、四半期(連結)財規およびそれぞれのガイドラインが改正されている。財規における主な改正点は次のとおり。

開示基準、改正過年度遡及会計基準に対応したもので、内容は次のとおり。コメント期限は5月11日まで。

財規等の改正案

財規、連結財規、中間(連結)

・重要な会計方針の注記について、「財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するもの」であることを明記。

・重要な会計上の見積りに関す

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
5月11日(月)まで (10日が日曜日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和2年4月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
6月1日(月)まで (5月31日が日曜日のため)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和2年3月分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和2年2月期) 2カ月延長法人(令和2年1月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(3月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期、9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(3月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(6月、9月、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④～⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
5月中において都道府県の条例で定める日まで	⑧ 自動車税・鉦区税の納付(都道府県知事)	⑧ 賦課期日は4月1日。

る注記」の追加。

- ・収益認識に関する注記における、注記すべき情報の追加。
- ・売上高の表示方法について、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益に区分して記載する旨の明記。

適用は、会計方針の注記等については2021年3月31日以後終了年度に係る財務諸表等から、収益認識に関する注記等については2021年4月1日以後開始年度に係る財務諸表等から、いずれも早期適用可。

連結財務に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件等の改正案

また、貸借対照表の様式上、流動資産の「売掛金」の次に「契約資産」、流動負債の「未払法人税等」の次に「契約負債」を表示する。

なお、重要な会計方針等に関する規定は、ガイドラインとともに整理されている。

前記の3つの会計基準を、連結財務1条3項および財務1条3項に規定する「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に指定する。

国際会計

新型コロナウイルス発生下の会計基準適用の声明、公表——IOSCO

去る4月3日、証券監督者国際機構（以下、「IOSCO」という）は、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生下における会計基準の適用に関するIOSCO声明」（原題：IOSCO Statement on Application of Accounting Standards during the COVID-19 Outbreak。以下、「IOSCO声明」という）を公表した。

IOSCOは証券監督当局の国際機関であり、グローバルな基準設定主体として活動している。わが国からは、金融庁や証券取引等監視委員会が参加している。

IOSCOの目的には、投資家を保護し、透明性の高い市場を維持することが含まれている。このためには、会計基準が適切に適用されて、投資家の意思決定に資する情報が提供され

**ポジティブ・メンタルヘルス
「ジブン観察バラエティ
「モニタリング」**

メンタルクリエイト
江口 毅

「何となく調子が悪いな」。そんな発言を耳にすることが増えました。新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」といいます）に伴う在宅勤務、自粛要請、不安を煽る報道などによって、心と身体のリズムやバランスが崩れていることが少なからず影響を及ぼしていると考えられます。

今日はどのくらい歩いただろうか。今日はどのくらい人と話しただろうか。…。このような点を観察していくと、「何となく調子が悪い」という漠然とした感覚から、「このあたりの調子が悪い」と具体的な感覚に変化します。また、調子が悪い原因もみえてきます。そうすると、自ずと改善策もみえてきます。

いけど、本調子ではない。どこか今までの自分の調子ではない。このような漠然とした感覚は、とても大事です。ストレスに対して心と身体が正常に反応してくれているということなので、健全な状態だといえます。通常は、時間の経過とともに改善されていくことが多いのですが、「コロナに伴うストレスは長引くことが予測されますので、積極的に手を打つ必要があります」。

次に、その改善策のアイデアをなるべくたくさん挙げます。ストレスの対処において、ひとつの対処方法に固執することは問題解決の可能性を低くします。Aの方法でダメならBの方法で、BでダメならCでというように、種々さまざまな対処方法を持つことが問題解決の可能性を高めますし、ストレスにも強くなります。マネジメント、後輩育成、上司への報連相の方法などに置き換えると、イメージが浮かびやすいのではないのでしょうか。引き出しが多いほうが成功率は上がるものです。

まず、自分の心身の状態や生活状況をよく観察することです。たとえば、次のことを観察してみてください。「肩凝りなどの身体の張りはあるだろうか。体重の増減はあるだろうか。睡眠の長さや質は以前と比べて変わったかどうか。タバコやお酒の量の増減はあるだろうか。意欲や活動性の変化はあるだろうか。」

改善策のアイデアをたくさん挙げたら、とにかく次々と試していきます。試してみてもうまくいかなかったら、次の方法を試します。うまくいかないことは自分に合わないのではありません。

例・・・「寝る前にマインドフルネスに取り組んだら寝つきがよくなったし、翌朝の気分もよい」、「人混みを避けてウォーキングをしたらモヤモヤした気持ちが減った」、「水回りの掃除を徹底的に行ったら気分がいい、家族に褒められた」など。

「何となく調子が悪いと感じたら、「ジブン」のことを観察してみてください。そして、バラエティに富む対処方法を試してみてください。そして、うまくいったアフションのポジティブな影響に注目してください。」「プロセスであなただけの調子は上向きになります。」

さあ、モニタリングを始めましょう。

る必要がある。

これを可能にする質の高い会計基準（IFRS）を開発する責任は、国際会計基準審議会（IASB）にあるが、一方でIOSCOは、IASBが先日、COVID-19による不確実性のある状況においてIFRS9号「金融商品」に従った予想信用損失の会計処理の適用に関する通知を公表したことを今回の声明により歓迎している。

IOSCO声明では、適切な貸倒引当金を認識するフレームワークであるIFRS9号と、それに関する開示を定めているIFRS7号「金融商品：開示」およびIAS1号「財務諸表の表示」は、昨今の状況において特に留意する必要があるとされている。

また、COVID-19の流行に対応するため、各国の政府や規制当局は、企業等に対して救済プログラムを用意している。貸倒引当金の計算の際にはこのような施策から生じる効果も考慮し、入手可能な最良の情報を利用して、信用リスクの著しい増加の有無、借手の流動性への影響等が慎重に考慮されるべきことが示されている。

国際会計

金利指標改革フェーズ2に関する公開草案、公表—IASB

去る4月9日、IASBは、IFRS9号「金融商品」、IAS39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS7号「金融商品：開示」、IFRS4号「保険契約」およびIFRS16号「リース」を改訂する公開草案「金利指標改革—フェーズ2」IFRS9号、IAS39号、IFRS7号、IFRS4号およびIFRS16号の改訂（以下、「公開草案」という）を公表した。

IASBは2018年からフェーズを2つに分けて、財務報告への金利指標改革による影響を検討してきた。最初のフェーズによる改訂は2019年9月に公表され、金利指標改革の結果として生じる契約上のキャッシュ・フローとヘッジ関係の不確実性が存在する期間において、ヘッジ会計の特定の定めについて一時的な救済措置を提供し、それに関する開示を求めていた。

条件変更

公開草案の主なポイントは、次のとおり。
金利指標改革により求められる契約の条件変更によって、金融商品の帳簿価額の認識を中止または調整することはなく、金利指標の変更を反映するように実効金利をアップデートする。

また、IFRS16号「リース」の借手においても、金利指標改革によって求められるリースの条件変更の会計処理に同様の実務上の便法が使われるように改訂する。

ヘッジ会計

ヘッジ会計の要件を満たすのであれば、金利指標の変更のみを原因としてヘッジ会計の中止をすることはない。したがって、金利指標改革により求められるヘッジ関係の指定の変更により生じる差額については、ヘッジの非有効部分として財務諸表に認識される。このように金利指

標改革の実態を反映するため、ヘッジ関係の継続として処理されることになる。

開示

開示については、たとえば次の点が求められている。

- ・金利指標改革によって生じる新たなリスクに関する情報
- ・代替金利指標への移行に関する管理方法
- ・金利指標改革の影響を受ける金利指標を参照し続ける非デリバティブ金融商品、デリバティブの名目金額を重要な金

利指標ごとに分解して開示

改訂される基準等

今回の公開草案は、次の会計基準に関する改訂を提案している。

- ・IFRS9号「金融商品」
- ・IAS39号「金融商品：認識及び測定」
- ・IFRS7号「金融商品：開示」
- ・IFRS4号「保険契約」
- ・IFRS16号「リース」

公開草案に対するコメント期限は、2020年5月25日まで。

国際会計

新型コロナウイルスに関する米国の動向—SEC・AICPA

米国で、各関係機関から新型コロナウイルス感染症に関する対応が公表されている。

CARES Act

去る3月27日、米国大統領ドナルド・トランプ氏は「Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act (CARES Act)」に署名した。CARES Actの2つのセクションは、一部の企業（被保険預金機関（insured depository institutions）、銀行持株会社な

ど）に、米国基準の次の2つの規定について一時的な繰延べまたは停止を認めている。しかし、SECまたはIASBが行動を起こすまでは、CARES Actのそれらの条項は米国基準を改訂しないため、新型コロナウイルス感染症についての状況の悪化に備えるものといえる。

- ・セクション4014は、「2020年3月27日」から「非常事態宣言の終了日

と2020年12月31日のいずれか早いほうの日」の間、2019年12月16日以降開始年度から適用されるASU 2016-13（信用損失に関して、従来の発生損失モデルからCECLモデル（Current Expected Credit Loss Model）に変更を要求している）に準拠しなくてよいという、任意の一次的な適用繰延べを提供している。

・セクション4013は、「2020年3月1日」から「2020年12月31日」と非常事態宣言の終了日後60日のいずれか早いほうの日」の間、問題の生じた債務の再編（troubled debt restructuring）に関する特定の米国会計基準の規定の適用停止の選択を提供している。

SEC

4月3日、SECの主任会計士サガー・テオティア氏は、公表した「新型コロナウイルス感染症の重要な影響に照らした高品質の財務報告の重要性の声明」で、SECは、FASB、PCAOB、IASBや会計事務所などと協同していくことを表明した。

また、同日、SEC委員のアリソン・ヘレン・リー氏は、関係者からのコメント期限について、3月中旬が期限のものは最低限60日延長することを公表した。

4月8日、ジェイ・クレイトンSEC委員長らは、「開示の重要性―投資家、市場および新型コロナウイルス感染症に対するわれわれの戦いのために」という公式表明で、特に将来情報の開示の重要性を強調している。

国際会計

新型コロナウイルスに関連したリース基準等への対応、公表

— FASB

去る4月8日、FASB議長ラッセル・G・ゴールドデン氏は、新型コロナウイルス感染症の影響に関連して、次の事項を含む声明を行った。

適用延期ASU公開草案公表の予定

特定の企業について、基準書の適用を延期するASUの公開草案の公表を予定している（コメント期間は15日）。

AICPA（米国公認会計士協会）

4月1日、「潜在的な監査での挑戦」という特別報告を発行し、新型コロナウイルス感染症に関連する課題と対応について触れた。

4月3日、「FAQs―新型コロナウイルス感染症に関連した監査上の事項と監査報告の問題」を公表し、「一般的な会計監査、報告事項」、「監査と監査報告の特定事項」、「会計と財務報告の特定事項」についてFAQを示している。

用）、公開非営利会社（トピック842を適用した財務諸表を開示していない場合）（延期後は2019年12月16日以降開始年度から適用）

リース基準書の救済措置に関するQ&Aの発行

前記の議長声明ではリース基準書の救済措置に関するQ&Aを発行することも公表された。これを受けて、4月10日に、新型コロナウイルス感染症の影響に関するリースのFASBスタックQ&Aが発行された。その概要は次のとおり。

的または暗示的な契約上の権利と義務を含んでいる契約書もある。リース契約が行可能な権利と義務を提供している場合、譲歩は契約の条件の変更とは扱われない。契約での行使可能な権利と義務を超えて譲歩が付与された場合、企業は、一般的に契約の条件の変更として会計処理される。

(1) 現行の取扱い
現行では、当初のリース契約で規定されていないその後リース料の変更は、一般的に「リース契約の条件の変更(modification)」として会計処理される（条件を満たせば別個の契約として会計処理する。別個の契約として会計処理されない場合には、リースの再分類、リース負債の再測定が要求される）。契約の当事者のコントロールを超えた特定状況が発生した場合に、リースの譲歩(concession)（リース料の減額または他の経済的なインセンティブの付与）を要求する明示

(2) 救済措置等
新型コロナウイルス感染症の結果として、貸手と借手が譲歩に合意し、当初の契約とほぼ同額(substantially the same)または少額のリース料となる譲歩という条件を満たした場合に、次の救済措置が与えられる。

・譲歩のための行使可能な権利と義務が契約で存在するかどうかについて、各リース契約を分析する必要はない
・譲歩について、リース契約の条件変更の会計を適用するか、またはしないかの任意の選択ができる

・トピック606「顧客との契約から生じる収益」の適用の1年延期
公開事業企業（public business entity）でないフロンチャイザー（延期後は2019年12月16日開始年度から適用）
・トピック842「リース」の適用の1年延期
私企業（延期後は2021年12月16日以降開始年度から適用）

また、リース料の変更が重要でない支払の延期については、繰延をリース契約に変更がないとして会計処理する、または変動リース料として会計処理する選択が認められる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年4月8日	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた期末監査に向けて	日本監査役協会	緊急事態宣言の発令を受け、監査役等に対し、関係各所から発信される文書等に十分に注意し、期末の監査報告作成や株主総会へ向けた準備を行うこと等を要請するもの。 http://www.kansa.or.jp/news/information/post-509.html	—
2020年4月10日	会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方	ASBJ	不確実性が高い事象についても、今後の広がり方や収束時期等も含め、企業自ら一定の仮定を置き最善の見積りを行うことの必要性等が示されている。 https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20200409_429g_02.pdf	今号特集

金融
中央銀行は民間のリスクをどこまでとれるのか

現在、世界経済の動向は、新型コロナウイルス感染症拡大の行方次第といわざるを得ない状況が続いている。仮に感染拡大が今後急速に収まったとしても、経済への影響は長引くことは確実であるとされており、経済面では緊急の対応策が必要になるとみられる。

今回の経済危機では、2008年の金融危機がよく引合いに出されている。当時は、アメリカの住宅バブル崩壊や、住宅ローン証券化商品の価値崩れから米大手証券会社の倒産につながった。これに端を発した金融危機が景気を大きく下押しし、結果としてその影響がアメリカのみならず他国にまで広く波及した。金融危機が実体経済にマイナスの影響を与えた形で、震源地は明確であった。

一方、今回は総需要の低迷という網を広く世界中に掛けられかねないという構図であると思われる。震源地が世界中に広がっているということになる。

こうした実体経済全般から来る金融危機を防ぐには、民間銀行の貸出しが不良債権化するのを防ぐ必要があるとされる。各国の中央銀行が、非伝統的手法である資産購入による金融緩和策を進めているのも、その懸念を和らげるためとみられる。

日銀はこの手法では最も進んでいる中央銀行だが、今回米FRBは総額2兆3,000億ドルの緊急資金供給を決め、より

リスクの高い低格付け債まで購入範囲を広げたり、民間銀行の一般企業向け融資を買い取るしくみを導入したりしており、日銀とはまた異なる形で民間部門への介入を始めている。

このような社債・CP・株式などを通じた非伝統的手法による中央銀行の資金供給は、他国の中央銀行にも広まりつつある。この動きが拡大すれば、民間の事業リスクを中央銀行が取ることになり、管理通貨制度を根底から揺るがすリスクを負うという新たな課題に直面するところが懸念されている。

となつている。日本の緊急事態宣言と時を同じくして、中国は新型コロナウイルス感染症の発生地・武漢の封鎖解除を発表、武漢市民の喜ぶ映像が全世界に流れた。

4月上旬は、経済や医療で脆さを露呈したG7と、いち早く経済活動の平常回帰を発表した中国との明暗が際立ったとの見方もあるが、世界の株価は小康状態で推移し、やや上昇気味のものがみられた。上下変動幅が縮小し、3月に目立っていた乱高下が収まったといえる。

証券
新型コロナウイルス渦中、G7と中国の明暗と株価

細かくみると、中国株価は横ばい推移であり、武漢の封鎖解除に反応していないようにみえる。個人投資家中心の中国株式市場では、2カ月半に及んだ封鎖を解除してよいか、まだ確信が持てずにいるとの見方もある。

新型コロナウイルス感染症の拡大はG7中心となりつつあり、現在、GDP最大のアメリカが感染者数、死者数でトップになっている。死者数で先行したG7でないイタリア、スペインは横ばい状況になりつつあるが、フランス、イギリス、ドイツなどでは増加が続いている。今後、医療水準の低い途上国に広がっていくことが懸念されている。

日本でも感染者が急増している。このような状況を受け、日本政府は4月7日に緊急事態宣言を行い、感染者の数の多い7都府県では人の移動を大幅に抑え込む措置をとった。これに伴い、経済活動は急激な落ち込みをみせている。

一方、中国は、感染者数・死者数ランキングで中位となり、G7とは完全に一線を画す動き

今後の世界の株価は、G7の感染状況次第の展開になるとみられる。感染がピークアウトの様相を強めてくるようであれば、株価は小康状態を脱して上振れの可能性があるが、そうならなければ逆に下振れる可能性もあるとみられる。

感染者数が急増しつつある日本の株価が今後どのように推移するか、注目が集まっている。